

【 電子証明書 利用のご案内 】

※ 個人番号カードのＩＣチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れている場合には以下をご確認ください。

1 電子証明書の利用（２つの電子証明書、４つの暗証番号（パスワード））

①署名用電子証明書（パスワード 6桁～16桁の英数字）

- ・インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかなどを確認する仕組み（利用：e-taxでの確定申告、文書を伴う電子申請など）

②利用者証明用電子証明書（パスワード 4桁の数字）

- ・インターネットを閲覧する際などに、利用者が本人であることを証明する仕組み（利用：マイナポータルでのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付、本人であることの認証時など）

③住民基本台帳アプリ用（パスワード 4桁の数字）

- ・転入時の特例や住民票の写しの広域交付において、住基台帳ネットワークシステムで本人確認を行う際に入力する。

④券面事項入力補助アプリ用（パスワード 4桁の数字）

- ・電子申請等において、個人番号や4情報を自動入力するためにＩＣチップから読み出す際に入力する。

①、②をご自宅のパソコンから利用する際には、次の準備が必要です。

(ア)パソコンに「利用者クライアントソフト」(※1)及び(イ)のドライバをインストール

(イ)動作確認済みとして掲載されているＩＣカードリーダライタ(※2)を用意し、パソコンに接続

※1 公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) において無料でダウンロードできます。

※2 同サイトのメニューをご参照ください。

2 暗証番号（パスワード）

上記のように暗証番号は4種類ありますが、そのうち②～④は同一のものでもかまいません。

個人番号カードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。市役所窓口で配布された設定暗証番号記載票に記録し、大切に保管してください。

(暗証番号を忘れた場合) 市役所でも確認することはできません。その場合、暗証番号を初期化してから改めて設定することになります(本人確認が必要です)。これは本人ならその場で行えますが、代理人の場合は郵便で照会を行った後になりますので、即時設定はできません。

(暗証番号のロック) 署名用電子証明書の場合 5回、利用者証明用電子証明書の場合 3回、パスワードを連続して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。暗証番号をロックしてしまった場合は、利用者本人が市役所まで出向いていただき、暗証番号を初期

裏面に続きます

化してから再設定することになります。(本人確認を行います)

(パスワードの変更) 電子証明書は、個人番号カードをICカードリーダーライターにセットし、予め設定したパスワードを入力することで利用できます。パスワードについては、前項※1のソフト等を利用して定期的に変更することをお勧めします。

3 署名用電子証明書の引越等に伴う失効

引越や婚姻等により氏名、住所等に変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や婚姻届等の提出の際に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、氏名、住所等を記載事項としないことから引越や婚姻等によっても失効しません。

4 電子証明書の有効期間と更新

- ① 電子証明書の有効期間は、原則として発行の日後5回目の誕生日までとなります。ただし、個人番号カードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。なお、有効期間についてはカードのおもて面に記載する欄がありますので、お忘れにならないようにご自身でご記入いただくか市区町村の職員に記入をご依頼ください。
- ② 電子証明書は、有効期間の満了の3ヶ月前より更新を行うことができます。住民票のある市区町村の窓口で申請して下さい。

5 電子証明書の自発的な利用取り止め又は一時保留後の失効

電子証明書の利用取りやめをご希望される場合及び一時保留後の失効をご希望される場合には、電子証明書の失効を当該市区町村の窓口等で申請してください。

6 その他

以上のほか、電子証明書の利用に関する情報は、公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) に掲載していますので、ご参照ください。